

○ 同志社大学 河島構成員からのご意見

- ・ ネット上での視聴に関わる消費者行動、属性をとらえたターゲティング広告を、付加価値の高い広告スペースとして売ることは難しいのでしょうか。広告主との関係において世帯視聴率を前提とする従来のビジネスモデルが持続できない可能性を踏まえ、このような分野も検討していくべきだと思います。
- ・ 隙間時間にスマホでテレビ番組を少し見たいという需要はあると思います。今、YouTubeを見ている人たちを放送コンテンツに引っ張って来られるかもしれません。番組内容等を見ると、昼間から夜8時台ぐらいまでのテレビ番組は60代以上の人達が視聴者の中心であるように思われますが、それ以下の年齢層をテレビに引き戻すためにも、ネット配信は必要だと思います。

委員会（第6回）以降に頂いたご意見

○ 日本テレビ様からのご意見

- ・ 日本テレビでは、緊急ニュースやスポーツコンテンツについて、必要性やニーズを判断して地上波の同時配信を実施しています。
- ・ 巨人戦中継のライブストリーミングやHuluでの展開（いずれも有料サービス）、またニュースコンテンツ（日テレ24）の24時間常時配信の取組みを進めているところですが、現時点、全ての番組を同時配信することに事業性を見通せる段階にはありません。
- ・ 一方、今回の技術的検討や構成員のご意見にもあるように、ステークホルダーの連携や配信基盤などの共通化がコストを抑制することは事実であり、その観点からJOCDN社による技術基盤の共通化も進展しています。
- ・ しかし、ネット環境が急速に変容する中、コストメリットだけでは常時配信の事業性判断は難しく、またローカル局の負担や影響などの課題は解決できません。
- ・ NHKの実証実験を通じて同時配信に対するニーズがある程度“見える化”されましたが、今後さらに精度をあげることやエリア制御などの実証実験も必要と考えます。

委員会（第6回）以降に頂いたご意見

○ テレビ朝日様からのご意見（1/2）

- ・ 中間報告書を作成するにあたり、状況の理解を深めていただきたい。
- ・ 中間報告書自体を何の情報が無い方々が読んでもわかるような内容にしていきたい。
- ・ 昨年12月開催の「放送を巡る諸課題に関する検討会」第14回会合のヒアリングで、テレビ朝日のネット配信への取り組みについてご説明させていただきましたが、その際、同時配信について「一定のニーズはあると考えるが、常時同時配信にはクリアすべき課題が多く、現時点ではビジネスモデルが見通せない」との見解をお示しさせていただきました。この点について改めてご説明をさせていただくとともに、「放送コンテンツの製作・流通の促進等に関する検討委員会」中間報告の取りまとめにあたり、民放事業者の考え方を十分に尊重・反映していただくよう強く要望いたします。

<放送番組のネット配信>

- ・ テレビ朝日は昨年4月、サイバーエージェントと共同で動画配信事業AbemaTVをスタートさせました。AbemaTVの最大の特徴は、これまでのVOD中心の動画配信とは一線を画した極めてテレビに近いサービス形態をとっている点です。
- ・ AbemaTVでは、熊本地震などの「災害ニュース」、プロ野球日本シリーズなどの「スポーツライブ」を放送と同時に配信した実績があり、こうした社会的関心の高いニュースや人気のスポーツ番組の同時配信では視聴数が爆発的に増加するなど、ネット同時配信に対し一定のニーズがあることを確認しました。
- ・ 一方、全放送番組を放送と同時に配信する常時同時配信については、乗り越えなければいけない課題が山積していると考えています。まず視聴者ニーズの問題です。モバイル端末ではワンセグやリモート視聴といったリアルタイム視聴の方法があるにもかかわらず、広がりを見せていないことから、ニーズはさほど多くないと受け止めています。
- ・ また常時同時配信は、配信コストが多額に上ると予想される一方で、これを回収するビジネスモデルが見通せていない点が、民放各局が同時配信に二の足を踏む原因となっています。さらに放送エリアを越えた配信は、ローカル局にとって新たなビジネスチャンスを生む可能性もあり、これを一概に否定するつもりはありませんが、常時同時配信では視聴率低下などローカル局の経営に何らかの影響が出ることも危惧されます。

委員会（第6回）以降に頂いたご意見

○ テレビ朝日様からのご意見（2/2）

- ・ AbemaTVでは4月10日から、「報道ステーション」の放送終了後の配信を開始しました。これは地上波の放送終了後の深夜0時20分から約40分間、権利処理が可能な部分のみを編集して見逃し配信を行うものですが、報道ステーション配信する前の同時帯に比べて、アクセス数は増加しており、新たな視聴層の掘り起こしが期待されています。
- ・ こうしたAbemaTVの経験から言えることは、ユーザーは地上波の常時同時配信を望んでいるというよりも、ネットでもリアルタイムで視聴したい番組の同時配信を望んでいること、見逃し配信など、むしろ番組のタイムシフト配信に根強いニーズがあるということです。
- ・ 在京キー局各社はそれぞれのネット戦略を展開しており、VODに力を入れる局、そのVODでも有料課金モデル、無料広告モデルがあり、さらに同時配信実験に積極的に取り組む局など各社各様です。まずは各社の事業戦略に沿って、できるところから始めていくということではないかと考えます。

<NHK・民放共通プラットフォーム>

- ・ 21日の検討委員会では、「各社がそれぞれ進めてきた方法を統合し、共同でテレビのような視聴環境を整えるべき」「NHKと民放が一緒にやるのが重要」といった意見が一部の構成員から出されました。折しもNHKは2019年に常時同時配信を開始すべく、放送法改正を要望しており、このNHKの常時同時配信に合わせる形で、NHKと民放が共通のプラットフォームを構築し、同時配信を開始してはどうかとの考えがあることは承知しています。
- ・ この共通プラットフォーム構想を一概に否定するものではありませんが、受信料を財源とする公共放送のNHKと、CM収入で成り立つ民放ではその役割に自ずと違いがあると考えます。常時同時配信については先ほど述べたとおり、事業性の見通しがたたないため、民放事業者として現時点では常時同時配信は極めて困難と考えています。また、各社既にそれぞれの事業戦略に基づき、協業も含め様々な形での配信ビジネスに取り組んでおり、持続可能なビジネスモデルの構築と、個々の事業戦略が最大限尊重されることが重要と考えます。
- ・ ユーザーの利便性の視点に立った場合、例えば、共通のポータルサイトを構築し、そこから各社のサイトへ遷移する方法など選択肢はいろいろとあると考えます。常時同時配信という形を作るのではなく、ユーザーの真のニーズは何かをとらえ、それに応えるサービスは何かを探る一方、ビジネスとしても成り立つ方法を見出していく、それこそが放送番組の多様なネット配信を実現する近道ではないかと考えます。
- ・ 以上、中間報告書の取りまとめにあたりましては、こうした民放事業者の置かれた立場、考え方を十分に尊重、反映していただくよう切望いたします。

委員会（第6回）以降に頂いたご意見

○ TBSテレビ様からのご意見

- ・ モバイル同時配信技術TFの報告では、冒頭の基本的な考え方に「検討結果は放送事業者がネット同時配信サービスを検討する際の参考に資するものであり、各放送事業者のネット同時配信サービスの実施時期・内容などを決定するものではない」と明記されました。これは民放事業者の経営判断に制約を与えるものではないことを明確にしたもので、極めて適切な記述であると考えます。
- ・ エリア制御にかかる方式・コストなどの検証のために実証実験は必要であると考えます。但し実際に同時配信を行う際には、各社のビジネス戦略によってエリア制御の考え方は全く異なると想像されますので、エリア制御を結論付けるようなイメージが広がるような展開にならないようご配慮いただきたいと思います。
- ・ ビジネスモデルについて、視聴者のニーズをどう捉えるか、スポンサーメリットはどこにあるか等、課題があるとの現状認識には賛同します。広告や視聴率のあり方が変わりつつある中で、どのような指標を作っていくべきか、どのようなビジネスモデルを描くべきかについて、弊社でも重要課題として検討していく所存であります。一方、本件は各社のビジネス戦略であることを考慮すると、本検討会にて各社共同で検討することは議題にそぐわないと考えます。

委員会（第6回）以降に頂いたご意見

○ テレビ東京様からのご意見（1/2）

第1章 4 放送サービスの高度化の方向性

2016年11月の本検討委員会での同時配信の取組み発表や、2016年12月末の諸課題検討会での発表内容の通り、テレビ東京は従来から同時配信を含む配信事業に積極的に取り組んでいます。視聴者の利便性にも資するべく、中間報告書骨子案にある「多様なネット配信サービスの展開」に今後も注力していきます。

「具体的な事業展開の方法やサービス内容は各放送事業者の経営判断による」という文言が中間報告書骨子案に盛り込まれたことは、極めて適切と考えます。これは当検討委員会の議論の前提です。個別社の経営判断に踏み込む具体的なサービスの実施に関わる議論は、行政の場での検討には相応しくないと考えます。第2章以降の取り纏めにおいても、この前提が最大限尊重されることを期待します。

第2章 1 テレビ向け4Kコンテンツの同時配信

第2章 1(3)に「ハイブリッドキャストの全国展開」とありますが、ハイブリッドキャストは放送事業者が行っている数多くの放送サービスのひとつです。現状では、ハイブリッドキャストに未対応のTV受信機の利用者が数多くあることについても、中間報告書での配慮を期待いたします。民間放送事業者は、ハイブリッドキャストをはじめ様々なサービスを、そのコストや収入等のビジネス的観点を含めた総合的な戦略に基づいて実施しています。テレビ東京も引き続き、放送サービス全体の充実に向けた努力を続けてまいります。

委員会（第6回）以降に頂いたご意見

○ テレビ東京様からのご意見（2/2）

第2章 2 モバイル・PC向け同時配信

本骨子 第1章 4 にもある通り、「各放送事業者の経営判断による」ことを前提として尊重するため、モバイル同時配信TF 報告書 1(2)「検討に当たっての基本的な考え方」は、そのままの形で中間報告書の本文に記述していただきたいと思います。

第2章 2(3)今後取り組むべき事項

「同時配信システムに係る機能の開発に関する検討」では、緊急情報配信・字幕・地域制御など動画配信サービスで一般に提供されていない機能について、実験を通じてそれらの実現性の検証・検討を行うことの重要性を提言したと思います。また同時配信の検討では、特に視聴者側の需要について調査実証が未だ十分ではないと考えます。

モバイル同時配信TF 報告書 1(2)「検討に当たっての基本的な考え方」にもある通り、「放送事業者がネット同時配信サービスを検討する際の参考に資する」ような実験の実施について、中間報告書では分かりやすく記述していただきたいと思います。

○ ソフトバンク様からのご意見

第1章 放送を巡る環境の変化と放送サービスの高度化の方向性

4 放送サービスの高度化の方向性

- ・ 2点目において、ネットワークの負荷の懸念についてご記載いただいているものの、3点目の事業展開の方法・サービス内容の記載は、放送事業者の判断のみが触れられております。
- ・ TF提言及び第6回の議論のとおり、放送コンテンツの配信については、放送事業者のみならず、関係するステークホルダーにおいて、ビジネスモデル/コスト負担等含めた連携・調整が不可欠と考えております。
- ・ 上記については第2章のタスクフォース提言及び委員会意見としてご掲載されるものと考えておりますが、基本的な方向性を示す本項においても、ステークホルダーの連携・調整の必要性について、ぜひご記載いただければと考えております。

委員会（第6回）以降に頂いたご意見

○ 日本民間放送連盟様からのご意見（1/2）

1. 同時配信に関する民放事業者の基本的考え方の尊重

- ・ 昨年12月開催の諸課題検討会（第13回・14回会合）のヒアリングで、民放連およびキー局5社は同時配信に関する基本的考え方として、「現時点で同時配信の事業性は見出し難い」「常時同時配信にはクリアすべき課題が多い。ローカル局への影響も懸念」「民放各社の事業や経営判断に制約を与えることは避けていただきたい」などを表明した。こうした民放事業者の意見は2月2日開催の放送コンテンツ委員会（第4回会合）で詳細に報告されており、中間報告のとりまとめにおいて十分に尊重・反映されるべきものとする。

- ・ モバイル同時配信技術TFの報告で、冒頭の目的に「検討結果は放送事業者がネット同時配信サービスを検討する際の参考に資するものであり、各放送事業者のネット同時配信サービスの実施時期・内容などを決定するものではない」と明記された。民放事業者の経営判断に制約を与えるものではないことを明確にしたもので、極めて適切な記述である。

- ・ 継続可能なビジネスモデルの開発は重要課題だが、すぐれて個別社の事業戦略にかかわるため、行政の場での検討にはふさわしくない。

- ・ 国会はNHKの平成29年度事業計画・予算の承認にあたっての附帯決議で、常時同時配信の検討は「民間放送事業者等の見解に留意しつつ」と政府に慎重な検討を要請している。中間報告において記載すべき情報であるとする。

2. 民放とNHKの協調・連携のあり方

- ・ NHKは2019年に常時同時配信を開始したい考えを表明し、そのための放送法改正を要望している。これに対し民放事業者は同時配信の事業性の乏しさが大きな障害であり、常時や放送並の高機能となるとさらにハードルが高くなる。国民視聴者からの受信料収入で運営され、公共放送サービスの拡充として常時同時配信を目指すNHKと、広告収入を主な財源とする事業として同時配信の可能性を模索する民放事業者では、自ずと事情や制約に大きな差異がある。

委員会（第6回）以降に頂いたご意見

○ 日本民間放送連盟様からのご意見（2/2）

- ・ 放送番組のインターネット配信においては、こうした両者の事情の違いによって、協力・連携を進めるところと、自主独立に任せるところが存在するのは当然である。常時や高機能を前提とする画一的な同時配信の共同事業を志向する議論は、性急に過ぎる。
- ・ 直近で言えば4月上旬に、NHKの試験的提供の実施結果を民放連に対して説明いただいたことはたいへん参考になり、極めて有意義であった。
- ・ 前述の国会の附帯決議は、NHKに対して民放事業者への情報提供を要請しており、実験結果の説明は国会の要請にも適う取り組みである。

3. 中間報告書骨子(案)について

① 第1章2(3)「同時配信に関する最近の議論」「放送を巡る諸課題に関する検討会での検討状況」

＜要望＞「放送を巡る諸課題に関する検討会」での検討状況は極めて重要であり、中間報告書に記載するのは適切である。2016年12月13日と26日のヒアリングで民放連およびキー局5社が述べた意見を、2月2日開催の放送コンテンツ委員会の配付資料に記載の水準で中間報告書の本文に記述していただきたい。

② 第2章2(2)「コスト試算による評価及び課題」

＜要望＞モバイル同時配信技術TF報告の1(2)「検討に当たっての基本的な考え方」はそのまま中間報告書の本文に記述していただきたい。

③ 第3章1「放送コンテンツの適正な製作取引の推進」

＜要望＞放送コンテンツの分野においては、他業界で見られる親事業者の事業者団体による「自主行動計画」によらずに、下請事業者を含む関係団体が一堂に会し組織する協議会が「継続的な対話・情報共有の場」を目指すことの意義を分かりやすく記述していただきたい。

委員会（第6回）以降に頂いたご意見

○ 全日本テレビ番組製作社連盟(ATP)様からのご意見

- ・ 放送と配信を両立させる技術や制度は重要ですが、それ以上に大切なのは、何を放送・配信するのか、つまりコンテンツの内容です。良質なコンテンツを継続的に製作し続けるためには、放送事業者と製作会社間の取引が「適正」に行なわれることが不可欠であることは、言うまでもありません。
- ・ そこで、「中間報告骨子案」第1章と第2章で語られる現状分析と課題を踏まえて、第3章(放送コンテンツの適正かつ円滑な製作・流通の確保)の位置づけがより明確になるように、放送サービスの発展と多様性の源泉となる放送コンテンツの適正取引が極めて重要であることを、骨子の中で強調していただければ、幸いです。
- ・ 残念ながら、「第6回 放送コン委」で事務局から報告された「ガイドライン・フォローアップ調査結果」に見られるように、適正取引の推進は、遅々として進んでいないのが実情です。
- ・ 私たちは、第3章に記載されているように、「継続的な対話・情報共有の場」として、民放連・NHKとATPを中心に設置される「放送コンテンツ適正取引推進協議会」において、実効性のある検討と対策が速やかに実行され、放送事業者と製作会社が真の「イコール・パートナー」として、良質なコンテンツの供給のため力を合わせて行ける環境が整備されることを、強く望んでいます。
- ・ なお、これは第3章の2「権利処理」に関わることですが、今後、実証実験段階から実用化に向かうモバイル・PC向け同時配信に関して、権利者への適正な配分を議論する際、放送事業者や製作会社が行う権利処理業務に関する費用についても、同時に議論していただくことを望みます。この点、試験段階では「無償」で協力していますが、実用段階になっても無償で協力することは、現実的に負担が大き過ぎ、不可能と考えられますので…。